

コンビニ交付における印鑑登録証明書の障害について

令和8年1月5日、午前6時30分からコンビニ交付で取得した印鑑登録証明書の印影が、実印の大きさよりも、縮小された印影で印字されるという障害が172件発生しました。

そのため、本日の午前10時20分からコンビニ交付による印鑑登録証明書の取扱いを停止しております。

本日の取扱いを開始した午前6時30分から10時20分までの間に印鑑登録証明書を取得し、印影に障害のあった市民の皆様に対しましては、今後無償交換を行うなどの対応を行ってまいります。

なお、今回の障害において個人情報の漏洩等はありません。

1 正しく交付されなかった事案数

172件 (240件中)

2 障害発生の把握の経緯

1月5日10:00頃、大師支所から市民文化局戸籍住民サービス課あてに、コンビニ交付で印鑑登録証明書を取得した市民から、印鑑登録証明書に印字している印影が実印の印影より小さいと連絡を受けた旨の報告があったことにより、発見に至ったものです。

3 原因

コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請があった際に「証明書作成機能」により証明書を作成しますが、1月5日からの区役所事務サービスシステムの標準化にあわせた対応を「証明書作成機能」に対して行ったところ、印影データの解像度が標準値よりも低いケースの場合、実際の印影よりも縮小された印影が印鑑登録証明書に印字されましたことが原因となります。

4 対応状況

正しい大きさで印影が印字されるよう、「証明書作成機能」における印影データの解像度に対する処理を修正した上で、1月6日午前6時30分からコンビニ交付による印鑑登録証明書の取扱いを再開いたします。

5 今後の対応

印影に障害のあった市民の皆様に、正しい印鑑登録証明書を個別送付させていただきます。

問合せ先

(証明書作成機能について)

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 伊佐(いさ)

電話 044-200-2072

(コンビニ交付について)

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 澤野(さわの)

電話 044-200-2734